

住民自治組織によるまちづくり基本指針

～ 元気な人、元気な地域、躍動するまちづくり ～

平成20年3月14日



一 目 次

はじめに	1
第1章 現状と課題	2
1 時代背景	2
2 地域等を取り巻く現状と課題	3
第2章 京丹波町のまちづくり 基本方針	4
1 基本理念	4
2 住民自治組織によるまちづくりの目的	4
(1) 住民自治の確立	4
(2) 個性ある地域づくり	4
(3) 共助による地域づくり	4
(4) 連携により地域力を高める	4
(5) 協働のまちづくりへの基盤づくり	4
第3章 協働のまちづくりに向けて	6
第4章 住民自治組織	7
1 役割の明確化	7
(1) 集落の役割	7
(2) 住民自治組織の役割	7
2 組織の範囲（区域）	8
3 組織体制	9
4 自主財源の確保	9
5 各種団体との連携	10
第5章 推進体制	11

○ 参考資料

はじめに

京丹波町が誕生して約2年が経過しました。その間、地域においては、地域主体による自主、自立的な活動が次々と生まれてきました。このことは、地域における多様なニーズに地域自らが対応していこうとするものであり、今後は、そういった原動力を地域という単位の中で有機的に連動させながら「地域力」を一層高めていくことが必要となってきます。

そこで、京丹波町では、これらの地域づくりを強力に推進するため、「住民自治組織によるまちづくり」を町の重点施策として位置づけました。

平成18年11月、住民自治組織によるまちづくり検討委員会を設置し、区長会、町議会の推薦、公募委員の15名によりまちづくりのあり方について熱心に検討をいただき、平成19年11月に「住民自治組織によるまちづくりのあり方（報告書）」の提出を受けたところです。

この指針は、検討委員会からの報告書を基本として、住民自治のまちづくりの理念や推進策の基本方向をまとめたものであり、町民・行政双方にとって羅針盤となるものです。

今後は、この指針に基づき、既存する住民自治組織を含めた全町的な住民自治組織によるまちづくりを積極的に推進し、さらには、町民（地域）と行政が対等な立場で協働するまちづくりを目指します。

第1章 現状と課題

1 時代背景

わが国は、全国的な統一性や公平性を重視し、中央に権限や財源を集中させる中央集権型システムを採用することで、政治、経済、文化などの成長や発展を図ってきました。

しかし、時代の移り変わりとともに、ITの普及、少子高齢化、経済の停滞など、社会情勢は刻々と変化し、それに伴い国民のニーズ、地域のニーズも多様化し、これまでの中央集権型システムでは、さまざまな個別課題への対応が困難な状況が生まれてきました。

こうしたことを背景に、近年では、中央が持つ権限や財源などを自治体に移し、自己決定と自己責任のもとに地域の実情や住民ニーズにあったまちづくりを行う地方分権が進められています。

これを受けて、地方においては、それぞれの地域特性や多様さにあったまちづくりを実現させるため、地方自治※1の確立とこれに基づく「地域の自立」に向けた取組みが進められており、本町においては、地域資源を最大限に活用して地域の個性を磨き価値を高めるとともに、行政だけではなく、町民、団体、民間事業者等を含む多様な主体によって進める、魅力あるまちづくりを目指しています。

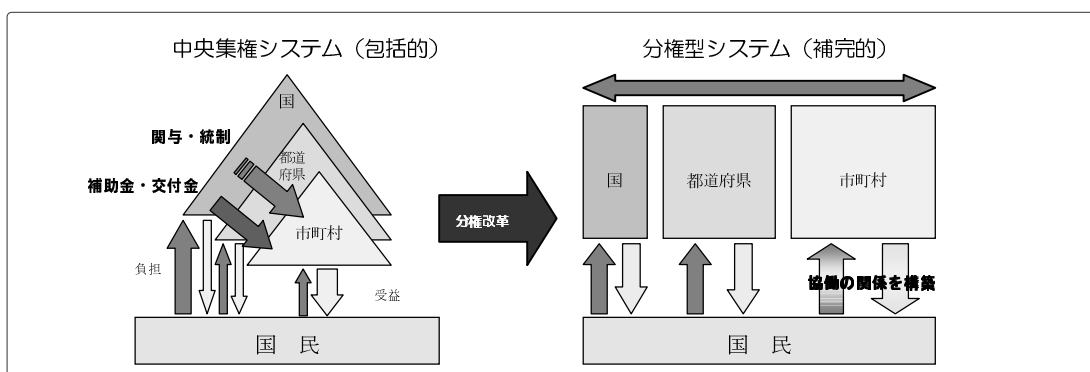
こうした中で、地域においては、今までのようにまちづくりを行政に依存するのではなく、地域のまちづくりを地域自らが考え、地域ができることは地域で実践するといった補完性の原則※2に基づいた住民自治の確立が必要となっています。

※1 「地方自治」は、国から独立した機関である地方公共団体が自らの権限と責任において処理するという「団体自治」と、地域住民の参加と意志に基づいて処理するという「住民自治」で構成。「団体自治」と「住民自治」が、表裏一体となってバランスよく機能しあうことが重要。

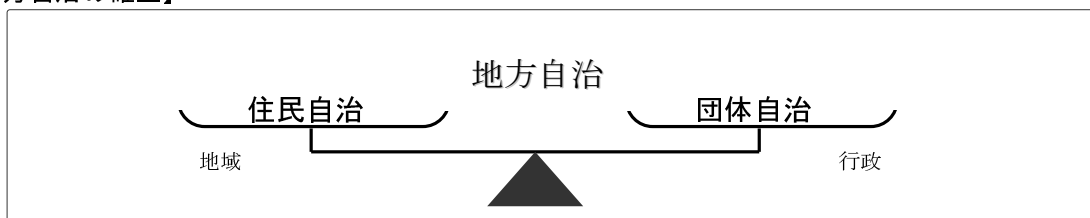
※2 「補完性の原則」とは、個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを家族や地域社会といった小さな単位が行い、さらに小さな単位では不可能なことを、市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくというしくみ。

イメージ：個人（家族）→隣保→集落→（ 振興組織 ）→行政

【地方分権型システムへの改革】



【地方自治の確立】



2 地域等を取り巻く現状と課題

少子高齢化、若者の流出等の影響により地域の担い手が不足し、本町の基幹産業として発展してきた農林業や、従来からの地域活動の維持が困難となってきています。さらに、このことにより、住環境への影響をはじめ、山林、農地の荒廃など、地域環境の悪化が懸念されています。

また、地縁関係の希薄化や生活感の違いなどから、共同作業への理解が得られないなど、従来から行ってきた地域における共助のしくみが成り立たなくなってきました。特に、「田舎付き合いのわずらわしさ」など、住民間で価値観の違いが生じていることによる影響は大きく、これらのことを改善するには、住民個々の価値観を認め、新しい地域づくりのあり方を模索し、その地域の実情に合った地域のしくみを再構築することが求められます。

町行政の課題として、社会経済の変化とともに住民ニーズが多様化し、行政サービスが肥大化する一方で、景気の低迷、財政難等により、すべてのニーズに対応することが困難となっています。

こうした中で、町行政においては、この危機的状況と改革にむけた方針についての説明責任を果たし、町民の理解を得て、互いの信頼を築いた上で、まちづくりを進めることが大切です。

一方、地域では、さまざまな区域や分野において、すでに活発な活動が行われています。これは、「行政にまかせるのではなく私たちがやろう」という意識が芽生えてきた結果であり、まさに、地域のことは地域で考え地域で実践していこうとするまちづくりへの責任を自覚した地域の自主的な活動であるといえます。

【既の実施されている住民自治活動】

- いきいきフォーラム（行政区単位）
- 子ども安全見守り隊（学校区単位）
- 集落によるまちおこし活動
- 有志等で構成するテーマ型グループのまちおこし活動（NPO法人丹波みらい研究会など）
- 地域振興組織のまちづくり活動
（桧山地域振興会、梅田地域振興会、三ノ宮地域振興会、質美地域振興協議会、京丹波町北部振興会）など

1 基本理念

元気な人、元気な地域、躍動するまちづくり

地方分権時代や地域等を取り巻く課題に対応するためには、「地域のことは地域で考え、実行する」という住民自治の理念を再認識した上で、真に住民が主体となった地域づくりを進める必要があります。

また、京丹波町総合計画基本構想で位置づけているように、まちづくりの中心は「人」であり、多くの人のつながりによって元気な地域を築いていくことが重要です。

については、京丹波町では、住民自治組織による地域づくりを推進することにより、住民自治によるまちづくりの実現と、躍動するまちづくりを目指します。

2 住民自治組織によるまちづくりの目的

(1) 住民自治の確立 —— 「自主、自立」

住民一人ひとりが地域の一員であることを再認識し、「地域のことは地域で考え、実行する」という自主・自立の地域づくりを行うことにより真の住民自治を確立します。

(2) 個性ある地域づくり —— 「個性化」

自然、文化など豊かな地域資源を活用し、地域の特性に応じた取組みを進めることにより個性ある地域をつくります。もって京丹波町の魅力あるまちづくりにつなげていきます。

(3) 共助による地域づくり —— 「一体化」

地域が抱える共通の課題を解決するため、従来の集落の範囲を越えて共に助け合いながら一体的な地域づくりを推進します。

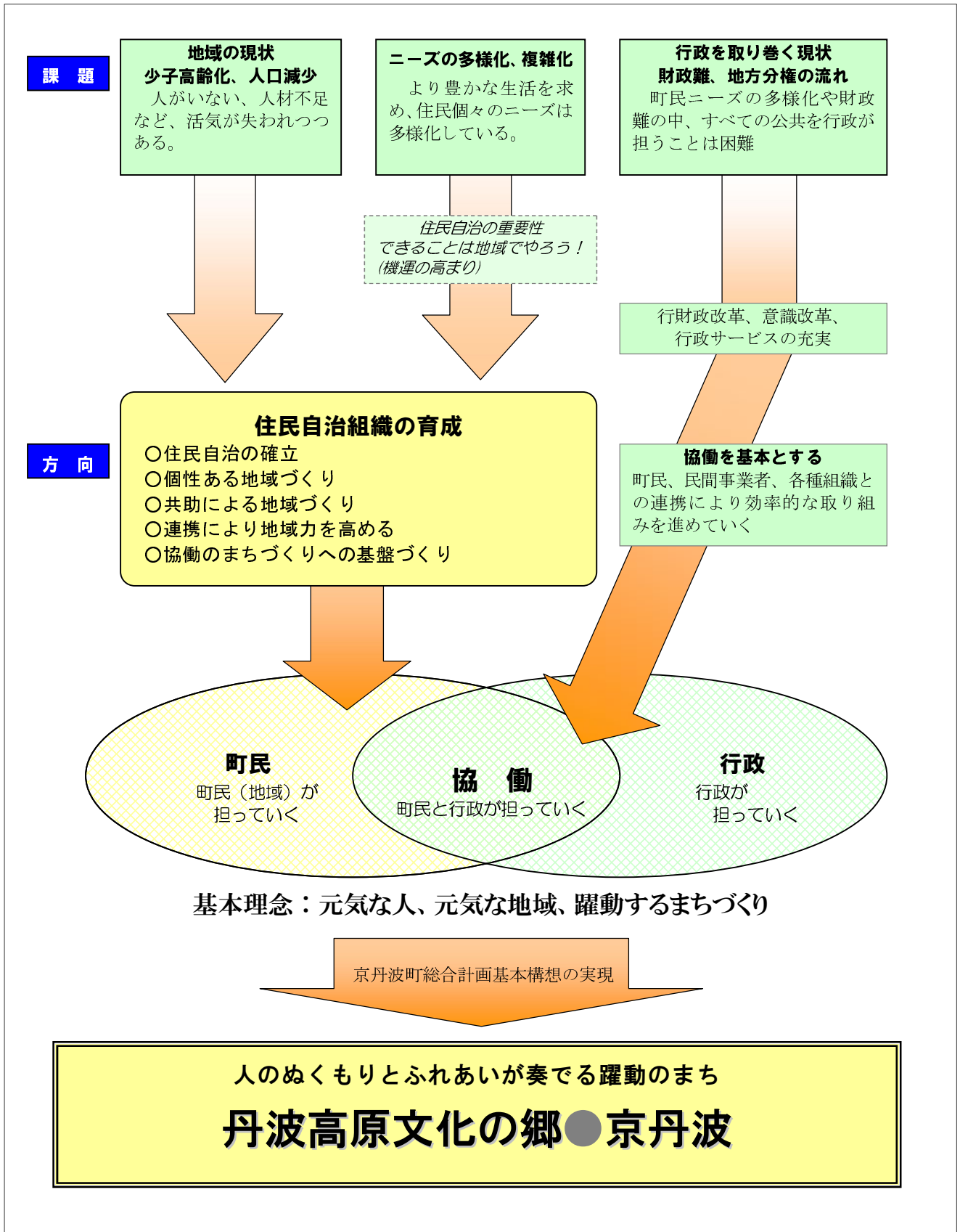
(4) 連携により地域力を高める —— 「地域力」

地域住民や従来から縦割りで活動を行ってきた各種団体が、地域における横のつながりを重視し連携を図ることにより、一層の地域力を高めていきます。

(5) 協働のまちづくりへの基盤づくり —— 「協働」

今後のまちづくりにおいては、町民と行政による協働が不可欠です。住民自治組織は、行政と対等な関係で街づくりを進めていくための地域の基盤づくりです。

【 地域課題とまちづくりの方向性 】



第3章 協働のまちづくりに向けて

地域課題や行政課題を克服し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、総合計画（基本構想）にもあるように、これまでの行政主導によるまちづくりから、行政、地域、民間事業者等による協働を基本としたまちづくりを進めていかなければなりません。

協働とは、自立した町民と行政が、互い尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが持っているできる限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を分担して協力しあうことです。

住民自治組織の育成は、地域における住民自治の実現を目指すものであり、同時に、地域における協働の主体となる組織の育成を図るものとして、取組みを推進していきます。

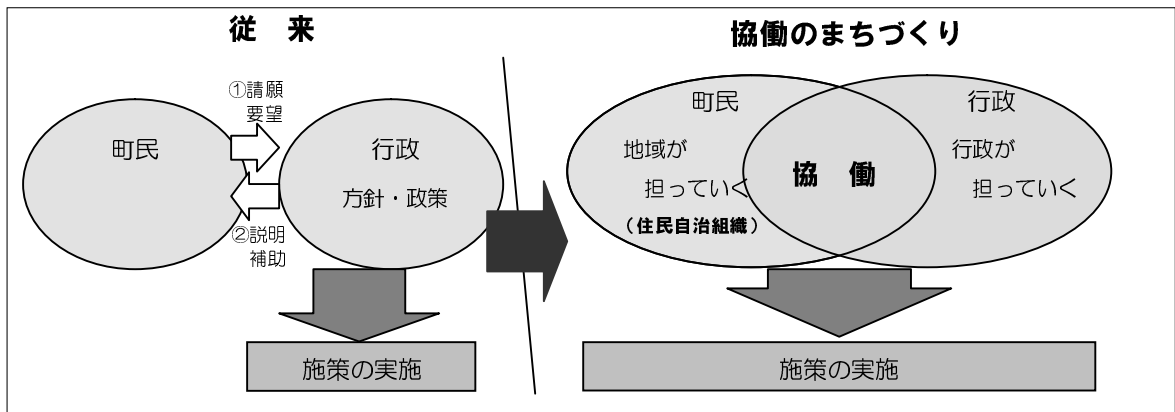
【京丹波町総合計画（基本構想）抜粋】

第5章 基本構想の実現に向けて

1 町民、団体、民間事業者等と行政との協働によるまちづくりの推進

京丹波町のこれからのまちづくりは、町民、団体、民間事業者等と行政との協働を基本とします。町や地域が抱える共通の目標や課題に対し、町民、団体、民間事業者等と行政などが相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、共に考え互いに協力し合って実践していきます。

【協働のまちづくりへの変革】



【協働のまちづくりの原則 六つの柱】



第4章 住民自治組織

1 役割の明確化

近年の少子高齢化や住民ニーズの多様化により、集落による地域の活性化に向けた活動を行うことが困難となってきています。

今後、充実した地域づくりを行っていくためには、面識や地縁のつながりがある広域的な範囲を基盤とした地域の体制づくりが求められます。その新たな地域づくりの基盤となるのが住民自治組織です。

集落と住民自治組織は、互いの役割を明確にし、相互の連携により地域の機能を充実させる必要があります。

集落、並びに、住民自治組織の基本的な役割や機能は次に示すとおりです。

(1) 集落の役割

集落は、生活を営む上での基礎となる場であり、共助のしくみを支える基盤です。

【集落の具体的な取組み例】

共同作業：道づくり 川刈り 美化活動
共助活動：冠婚葬祭 回覧板 集会所の管理
親睦活動：運動会 イベント等

(2) 住民自治組織の役割

住民自治組織は、地域における課題の解決や、魅力ある地域のまちづくりを実践する組織です。

【住民自治組織の具体的な取組み例】

○地域課題への対応
○魅力あるまちづくり

ビジョンづくり
情報の共有

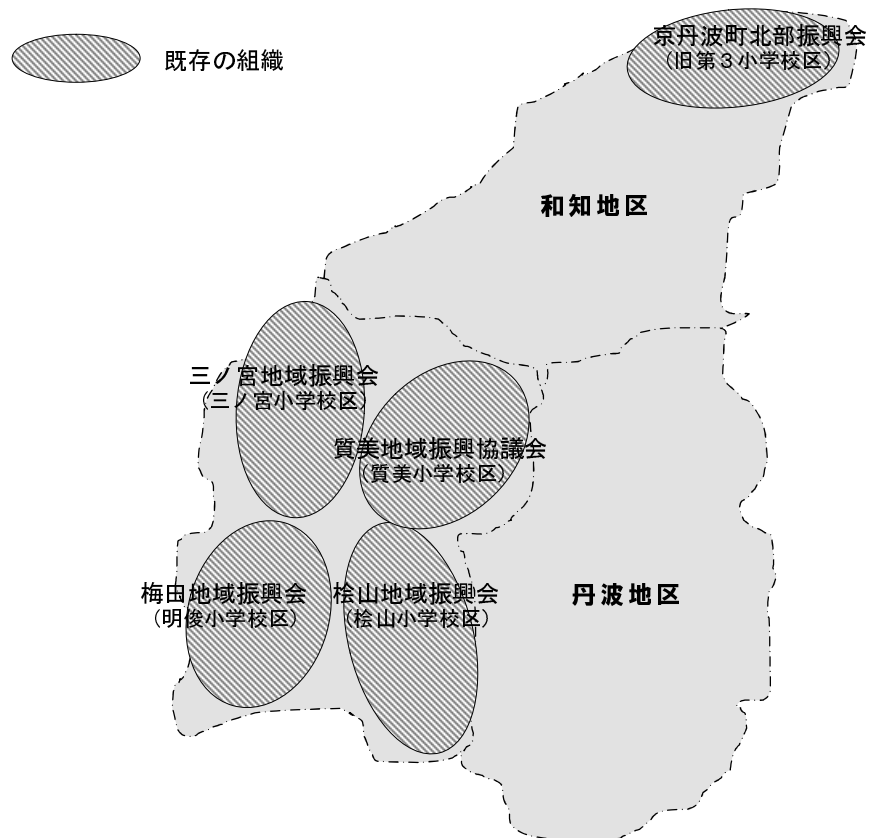
町に対して提案（行政が担う部分）
地域でできることは地域で実践
（地域が担う部分）
まちづくり活動
（イベント活動等による住民活動）
広域的な共助活動
（防犯・子ども見守り活動など）
地域経営

2 組織の範囲(区域)

組織の範囲は、面積、人口、歴史的な経緯など、さまざまな事情を勘案すると、おおむね顔と名前が分かり合える小学校区（一部旧小学校区）以下とすることが適当であると考えます。

範囲の設定にあっては、課題、目的等が共有できる範囲で構成することが重要であるため、地域での検討によって定めることとします。

【参 考】



3 組織体制

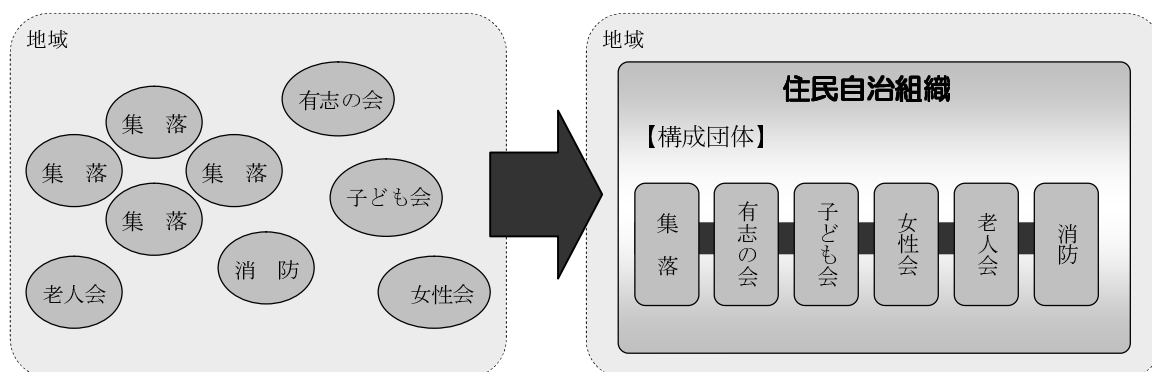
少子高齢化等、人口減少という時代の流れの中、新しい組織を一からつくといいた視点ではなく、スリム化、効率化、役割分担といった視点に立ち、現存の組織、現有資源など今あるものを効率よく機能させていくしくみが重要です。

したがって、住民自治組織はすべての地域住民を構成員とし、加えて、下図に示すような集落、老人会、女性会、子ども会、有志の会など、その地域にある多くの団体を含め構成することが望まれます。

また、持続可能な組織とするため、若者や女性の参加しやすい環境づくりに努めることが重要です。

役員選出にあたっては、代表者選出とした場合、一部の人材に負担が集中することになりかねないので、一般公募や地域推薦を取り入れるなど、幅広く人材を発掘し、登用することを期待します。

【組織構成イメージ 一例】



4 自主財源の確保

住民自治組織は、地域において主体的に活動する組織であることから、それに必要な自主財源の確保は重要な課題となってきます。

自主財源には、地域住民で支えあい、魅力ある地域づくりを進めるといふ組織の本旨に立った上での地域住民等による会費や取組みから生まれる収入などが挙げられます。

自主財源の確保にあつては、持続可能な地域づくりを視野にいれ、地域において十分議論を行う必要があります。

5 各種団体との連携

本町のまちづくりでは、NPO法人などの地域を限定せず同じ「志」により構成されたテーマ型グループの活躍も不可欠です。

すでに、多くのグループが活動を展開し、地域の活性化の一翼を担っています。今後、地域において地縁型の組織である住民自治組織とテーマ型グループが協力し、互いの個性を生かした協働のまちづくりが進められていくことを期待します。

また、住民自治組織は、地域内の活動を行う上において、社会福祉協議会、警察・消防など他の団体等との協働を進めていくことも必要です。

第5章 推進体制

これまでに述べてきた方針等を具体的に推進していくため、次のとおり推進体制の整備を行います。

● 行政の体制について

本庁、支所に地域まちづくり担当を置き、地域づくりについての助言、情報提供など積極的に支援します。

● 広報活動について

町広報紙、ケーブルテレビなどを活用して、住民自治活動の広報を行うことにより、住民自治に対する意識の高揚を図ります。

● 財政支援について

住民自治組織による地域活動を支援するため、支援交付金（仮称）制度を創設します。

● 人材育成について

地域づくりの中心的な役割を担う人材を育成するため、住民自治リーダー研修などを定期的に行います。

また、意欲ある地域リーダー等を協働伝導師（仮称）に任命し、地域における住民自治活動の活性化を図ります。

● 協働のまちづくりに向けた調査、研究について

町民（地域）と行政による協働のまちづくりの実現に向け、原則、公募による町職員庁内協働推進チーム（仮称）を組織し、既存事業の検証、職員の意識改革など、調査・研究を行います。

住民自治組織によるまちづくり基本指針 参考資料

1 住民自治組織によるまちづくり検討委員会の検討経過(概要)

第1回会議

- 平成18年11月9日(木) PM7:00～
- 京丹波町役場議場
- 出席14名(欠席1名)

議題：アドバイザー講演(協働のまちづくり)
今後の進め方について

- ◇検討委員会の職務「住民自治組織による地域まちづくりを実現するための方向性等について検討及び協議を行う。」
- ◇講演内容「行政だけが地域の課題を解決する時代は終わった。」「地域が自立した住民自治ができるようしくみをつくっていかねばいけぬ。」

第2回会議

- 平成18年12月6日(水) PM7:00～
- 和知支所会議室
- 出席15名(欠席なし)

議題：グループワーク研修
「地域の現状と課題について」

- ◇町長あいさつ「地域に関係しあうものが互いに知恵と力を出し合い、役割分担をしていかなければならない。」
- ◇3グループに別れ、上記の議題について、意見を出し合う。キーワードは「意識改革、役割分担、リーダー、魅力・誇りあるまちづくり」

第3回会議

- 平成19年1月18日(木) PM7:00～
- 瑞穂支所会議室
- 出席15名(欠席なし)

議題：グループワーク振り返り
先進地事例研修(安芸高田市の例)

- ◇南丹市の一住民の方からの手紙「一石を投じる取り組みである。」
- ◇既存の地域振興会の位置づけはどうなるのか。
- ◇安芸高田市の事例から「地域が主体性をもつ」「要望型から提案型への変革」「全域的に32の振興会を組織」

第4回会議

- 平成19年2月15日(木) PM7:00～
- 京丹波町役場議場
- 出席15名(欠席なし)

議題：先進地事例研修(旧美山町の例)
町内既存組織の概要

- ◇旧美山町の事例から「めざす方向性として、広域連携、魅力あるまちづくり、地域の活性化、地域振興、人づくり、組織づくり」「従来の組織を改組し、地域振興会を設立。」
- ◇検討委員会の取り組みについて情報を発信することが必要。

第5回会議

- 平成19年3月15日(木) PM7:00～
- 和知支所会議室
- 出席10名(欠席5名)

議題：既存地域振興会の位置づけ等について
協働のまちづくりについて

- ◇既存地域振興会の住民自治組織としての機能拡充を期待したい。
- ◇協働を実現するには情報の公開は必要。
- ◇現に組織がある所と無い所との意識の差が大きいのではないか。
- ◇組織の必要性を理解することが重要。

第6回会議

- 平成19年4月19日(木) PM7:00～
- 瑞穂支所会議室
- 出席14名(欠席1名)

議題：町総合計画基本構想の策定について
組織のあり方等について

- ◇住民自治組織の財源確保、行政区との関係、意識改革の必要性などの検討を行う。
- ◇会費等により財源を確保することも必要ではないか。
- ◇組織づくりは、地域のみなさんで地域の課題を出し合うことから始めていくべき。

第7回会議

- 平成19年5月17日（木）PM7:30～
- 京丹波町役場議場
- 出席15名（欠席なし）

議題：協働のまちづくりについて （グループワーク形式）

- ◇協働のまちづくりについての共通認識を深める。
- ◇協働のまちづくりは、まったく新しいのではなく、以前は、協働を行っていた。そのことを見つめ直すことである。
- ◇地域でできることは地域で行う。

第8回会議

- 平成19年6月21日（木）PM7:30～
- 和知支所会議室
- 出席14名（欠席1名）

議題：住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書（案）

- ◇報告書（案）に基づき協議を行う。
- ◇時代背景、地域の課題、方向性、協働を重点的に協議。
- ◇みんなにビジョンが示せるような報告にしないといけない。
- ◇意思改革ができるかがカギだ。

第9回会議

- 平成19年7月19日（木）PM7:30～
- 瑞穂支所会議室
- 出席15名（欠席なし）

議題：住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書（案）

- ◇集落との役割の明確化など具体的に協議。
- ◇瑞穂地区の公民館活動との位置づけを整理すべきではないか。
- ◇町職員も一住民として積極的に組織づくりに関わってほしい。
- ◇住民自治組織の意義と目的を明確にすべき。

第10回会議

- 平成19年8月22日（水）PM7:30～
- 京丹波町役場議場
- 出席15名（欠席なし）

議題：住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書（案）

- ◇組織体制、自主財源の確保、支援のあり方など具体的に協議。
- ◇この報告書によって、地域で議論してもらえるようなものにしたい。
- ◇若い人たちが参加しやすい組織が必要であって、魅力あるものにしなければならない。

第11回会議

- 平成19年9月20日（水）PM7:30～
- 和知支所会議室
- 出席13名（欠席2名）

議題：住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書（案）

- ◇最終章のまとめを中心に協議を行う。
- ◇検討委員会において検討した「想定される区域設定」を報告書に記載することを確認。

第12回会議

- 平成19年10月18日（木）PM7:30～
- 瑞穂支所会議室
- 出席14名（欠席1名）

議題：住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書（案） 最終協議

- ◇5年以内にはすべての地域に組織され協働のちづくりが全町に広がることを期待する。
- ◇本日をもって協議を終了した。

第13回会議

- 平成19年11月22日（木）PM7:30～ ●京丹波町役場議場

住民自治組織によるまちづくりのあり方（報告書）提出

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会委員

(敬称略)

委員長等	氏名	参考(役職等)
	野間 和幸	町議会が推薦する者
	堀 林 章	鎌倉区長(18年度)
	太 田 実	須知区長(18,19年度)
	小 森 章	実勢区長(18年度)
副委員長	山 西 強	下山区長(18年度)
	岡 本 友秀	大朴区長(18,19年度)
	上 田 洋志	坂井区長(18,19年度)
	山 内 公夫	三ノ宮区長(18,19年度)
	上 林 茂治	質美和田区長(18年度)
	藤 田 正之	西河内区長(18年度)
委員長	吉 田 昭	本庄区長(18,19年度)
	白 檉 貢	下乙見区長(18年度)
	西 田 哲	公募
	山 内 英紀	公募
	和 田 淳一	公募

京丹波町住民自治組織によるまちづくりアドバイザー

(敬称略)

氏名	役職等
宗 田 好史	京都府立大学人間環境学部准教授

事務局

氏名	役職等
田 端 耕喜	企画情報課長
久 木 寿一	企画情報課長補佐兼総合企画係長
小 谷 誠之	企画情報課交通対策係長
小 原 直也	企画情報課主査(総合企画係)
野 村 雅浩	瑞穂支所地域総務室長
片 山 長男	和知支所地域総務室長

2 住民自治組織の区域例

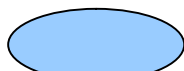
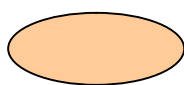
この区域例は、住民自治組織によるまちづくり検討委員会の報告において、従来からのコミュニティの範囲などを勘案し一例として示されたものです。検討委員会では、この区域例をたたき台にして、地域において地域にふさわしい区域の検討が進むことを期待するとしています。

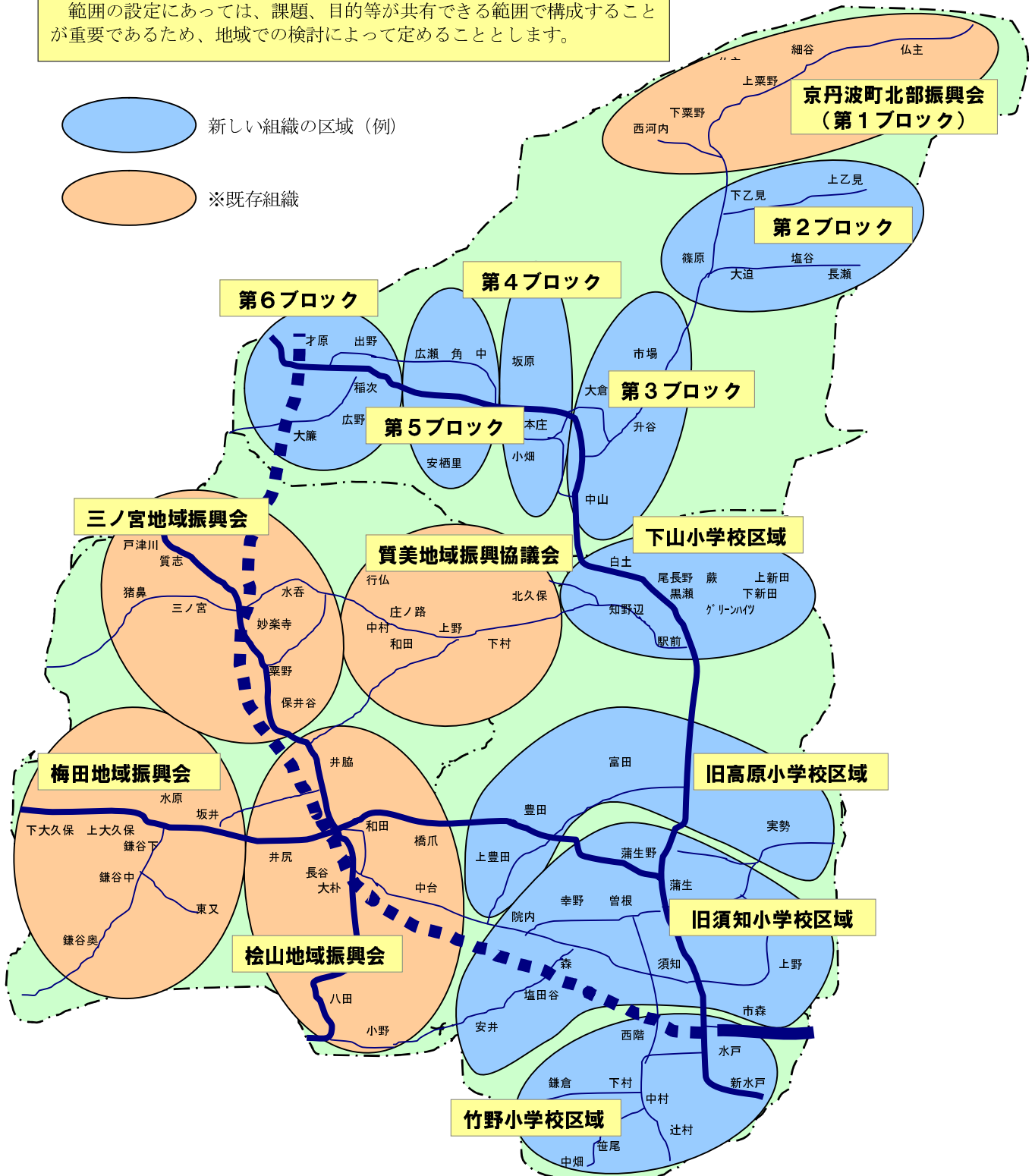
※報告書 8 ページ【再掲】

2 組織の範囲(区域)

組織の範囲は、面積、人口、歴史的な経緯など、さまざまな事情を勘案すると、おおむね顔と名前が分かり合える小学校区（一部旧小学校区）以下とすることが適当であると考えます。

範囲の設定にあつては、課題、目的等が共有できる範囲で構成することが重要であるため、地域での検討によって定めることとします。

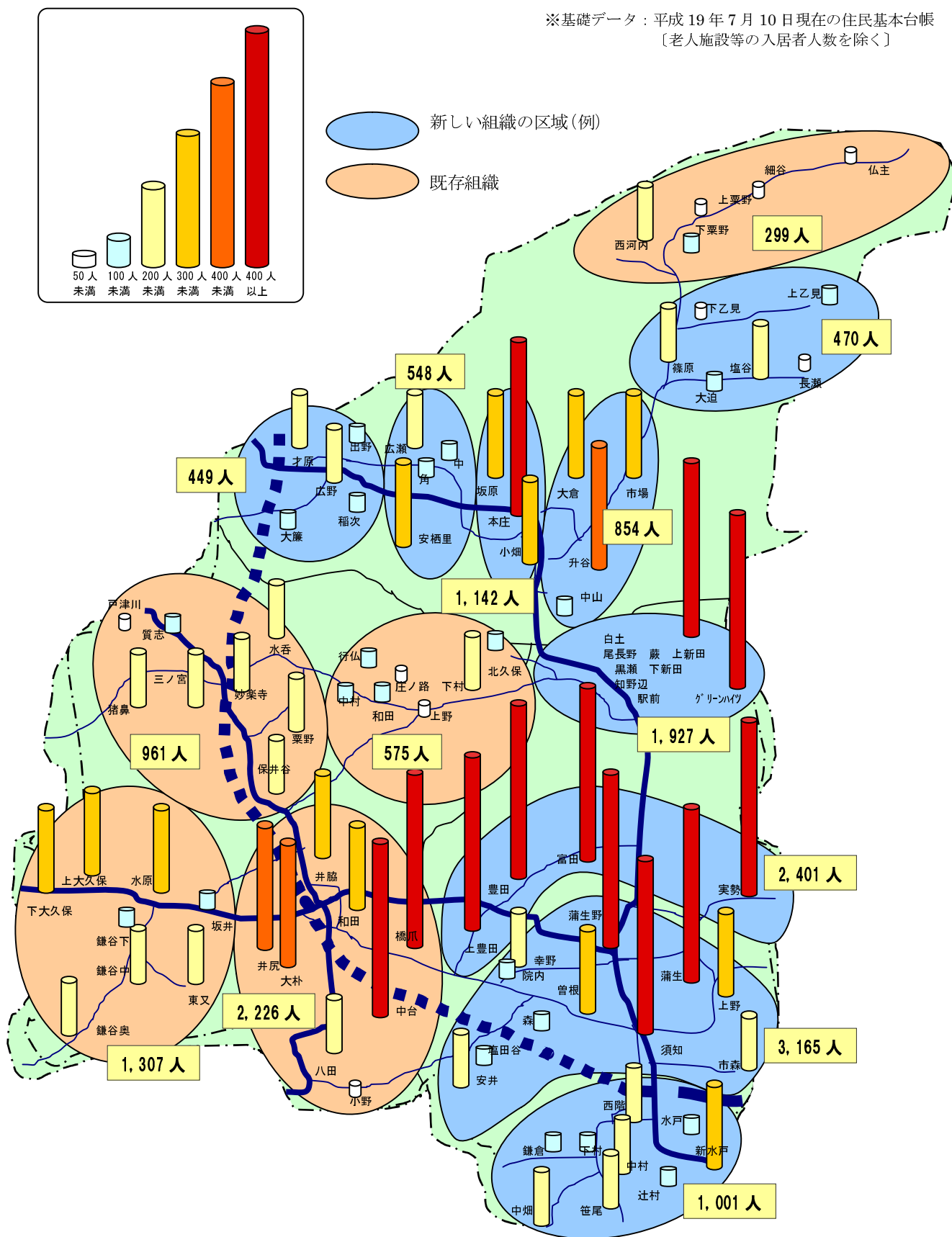
-  新しい組織の区域 (例)
-  ※既存組織



3 現状分析資料

(1) 集落別人口

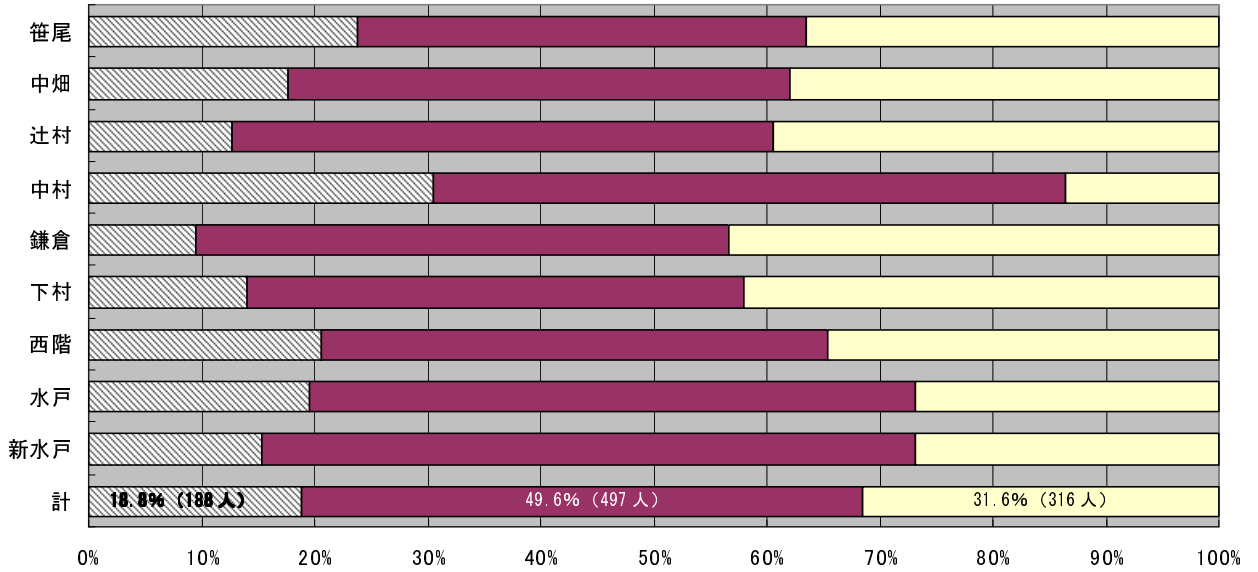
※基礎データ：平成19年7月10日現在の住民基本台帳
〔老人施設等の入居者人数を除く〕



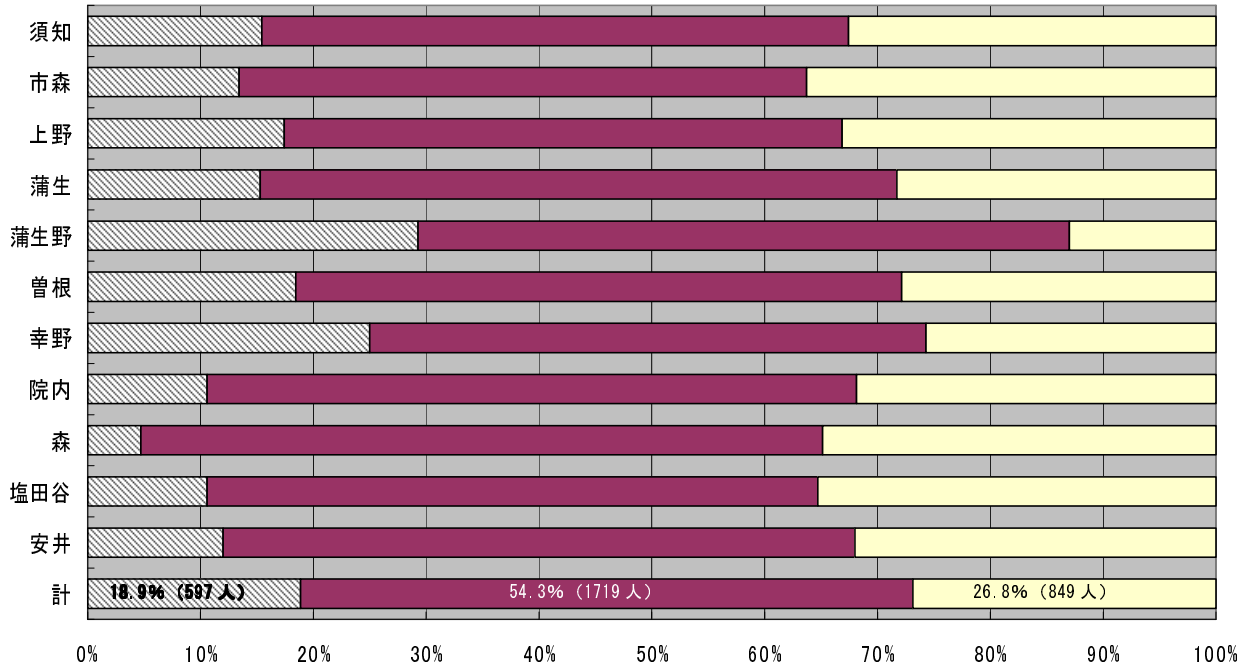
(2) 現状分析資料 集落世代別人口比率

▨ 0～19才 ■ 20～64才 □ 65才以上

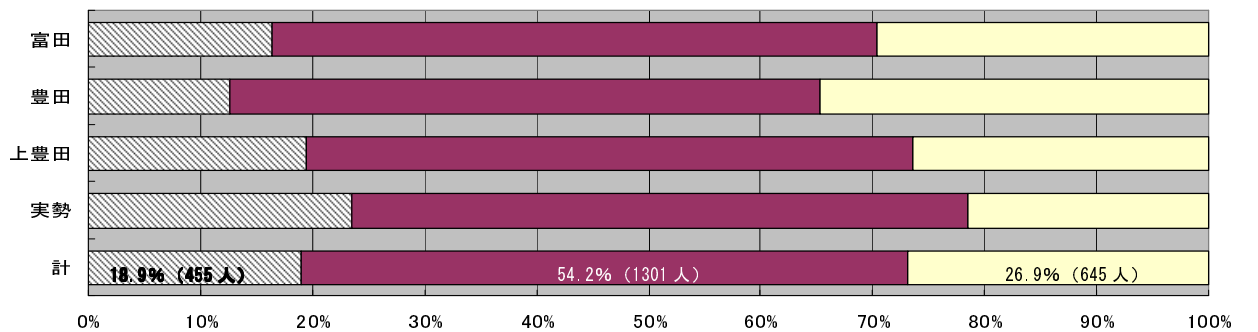
竹野小学校区域



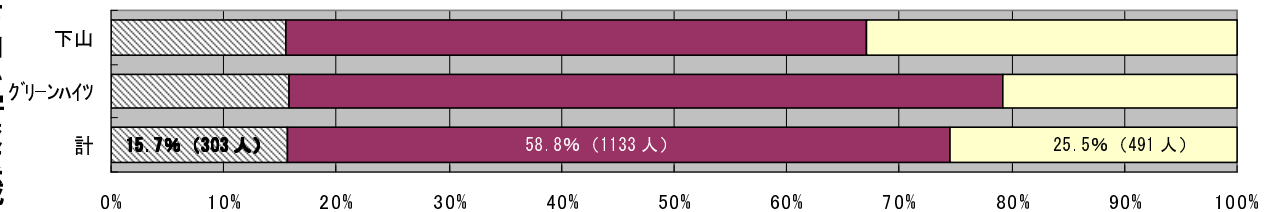
旧須知小学校区域



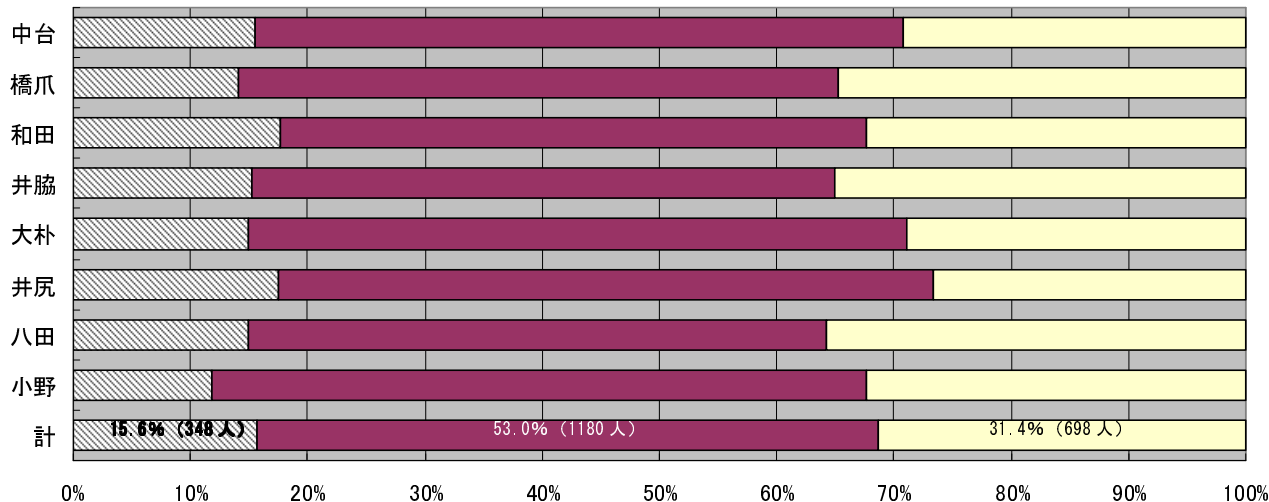
旧高原小学校区域



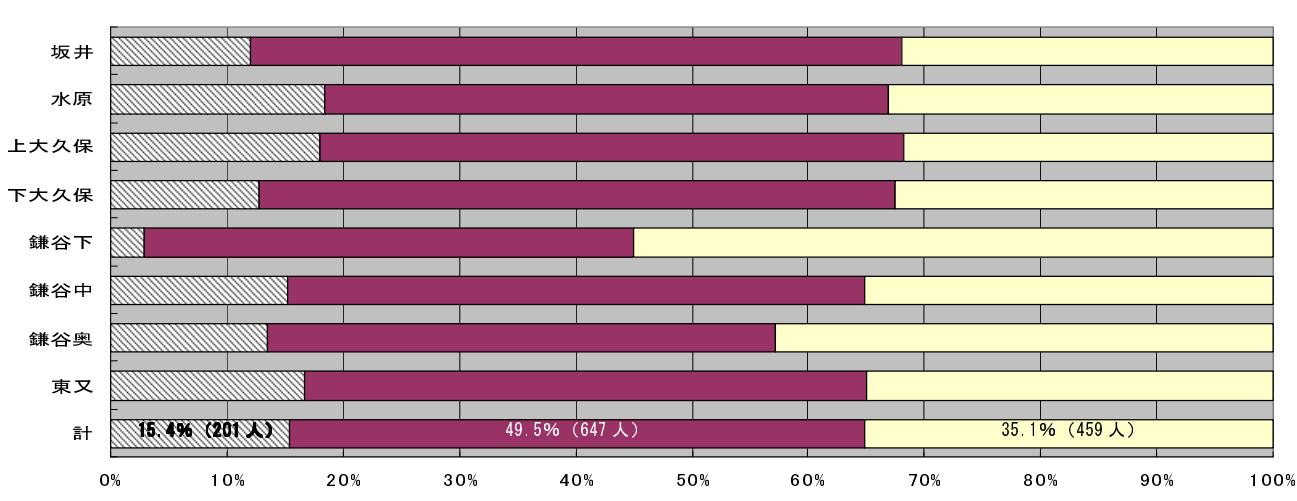
下山小学校区域



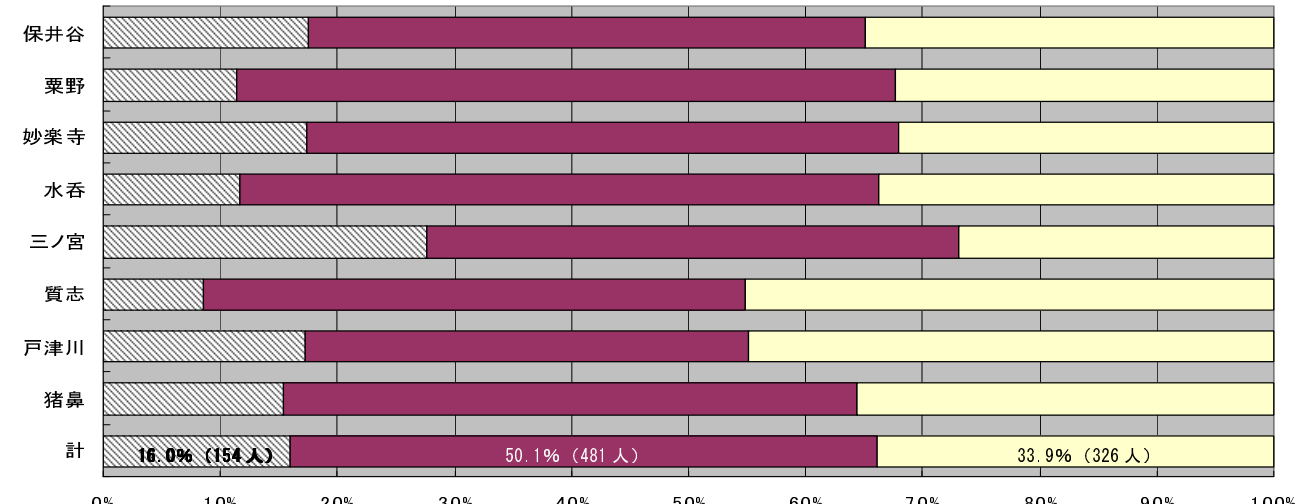
松山小学校区域



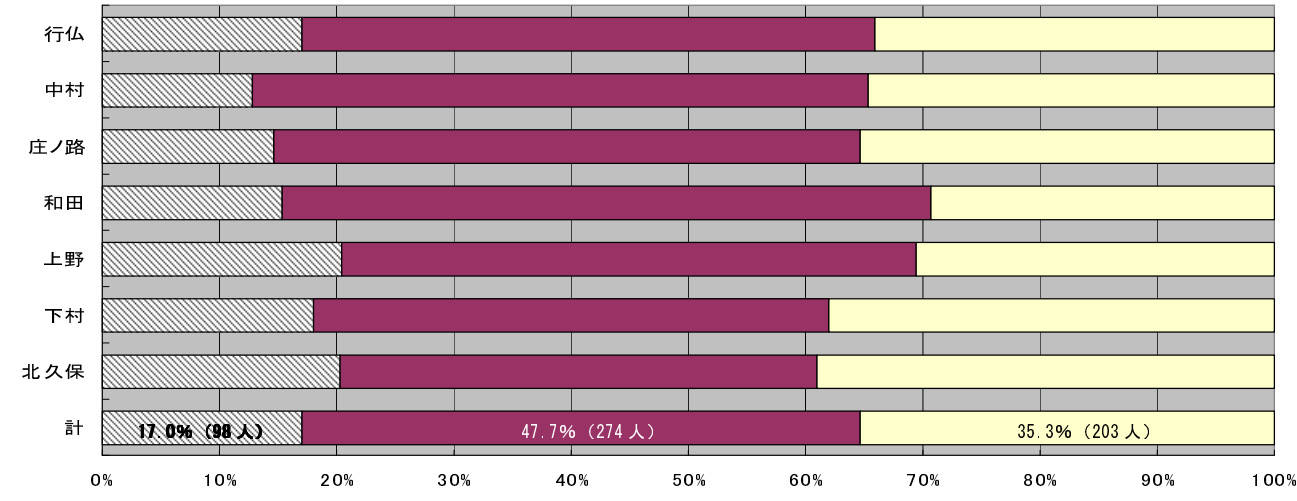
明俊小学校区域



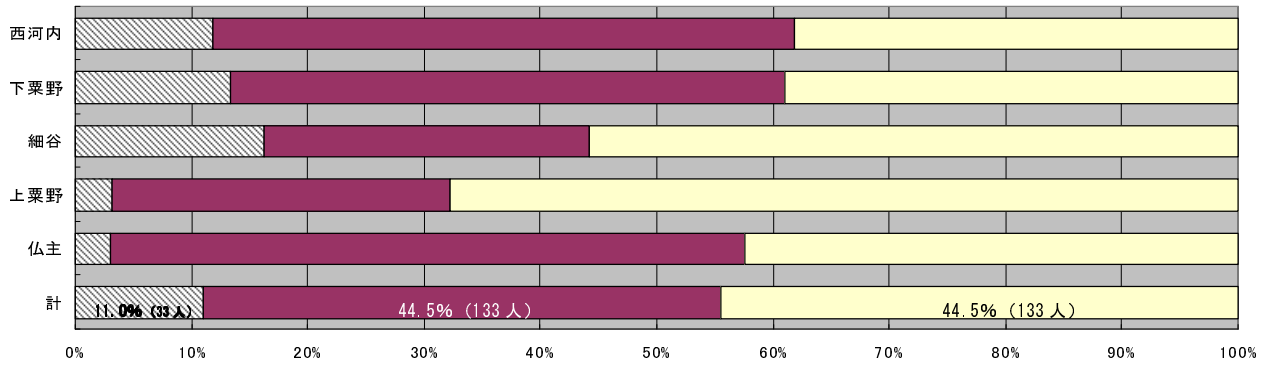
三ノ宮小学校区域



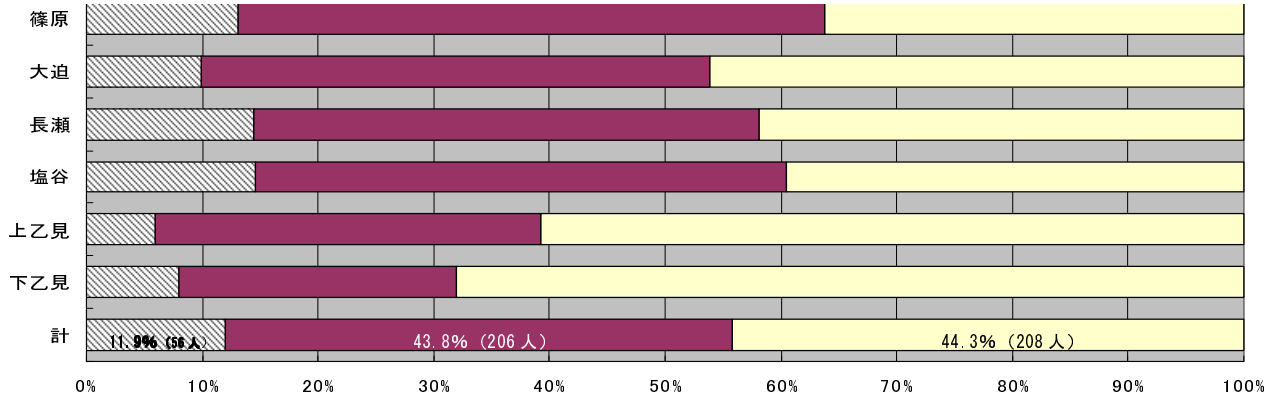
質美小学校区域



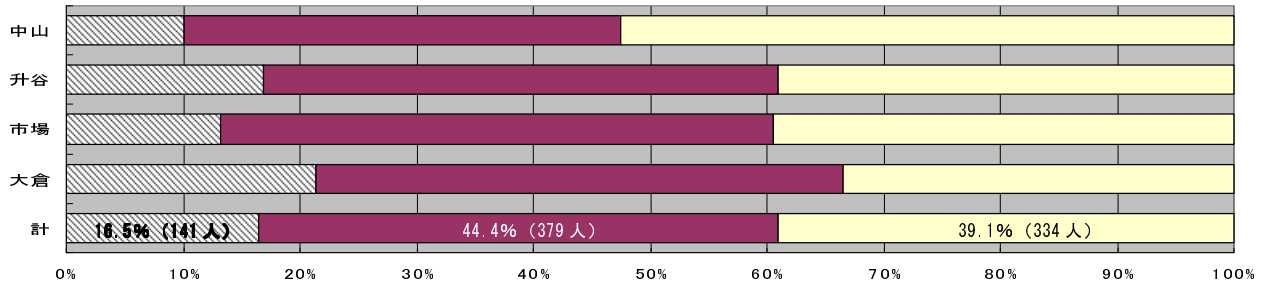
第1ブロック



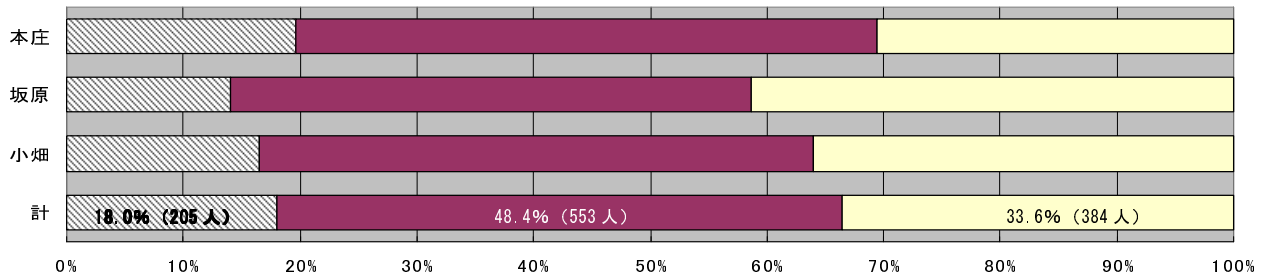
第2ブロック



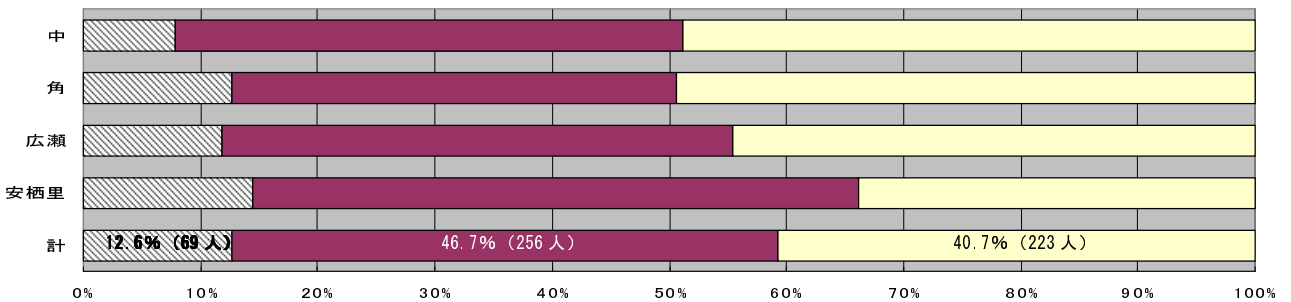
第3ブロック



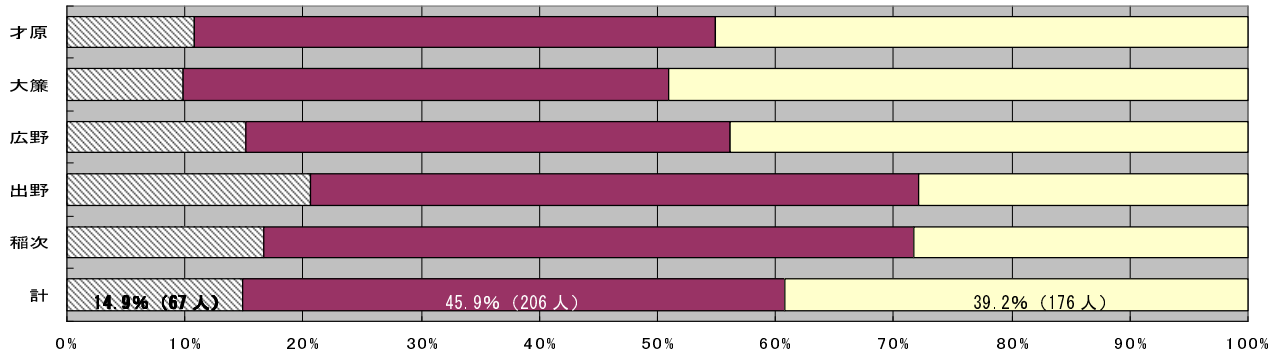
第4ブロック



第5ブロック



第6ブロック



※現状分析資料 集落年代別人口比率(基礎データ)

竹野小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
笹尾	28	47	43	118	36.4%
中畑	19	48	41	108	38.0%
辻村	12	45	37	94	39.4%
中村	36	66	16	118	13.6%
鎌倉	5	25	23	53	43.4%
下村	8	25	24	57	42.1%
西階	28	61	47	136	34.6%
水戸	16	44	22	82	26.8%
新水戸	36	136	63	235	26.8%
計	188	497	316	1,001	31.6%

旧須知小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
須知	127	429	269	825	32.6%
市森	17	64	46	127	36.2%
上野	42	119	80	241	33.2%
蒲生	67	247	124	438	28.3%
蒲生野	227	448	101	776	13.0%
曾根	43	125	65	233	27.9%
幸野	34	67	35	136	25.7%
院内	7	38	21	66	31.8%
森	3	38	22	63	34.9%
塩田谷	9	46	30	85	35.3%
安井	21	98	56	175	32.0%
計	597	1719	849	3,165	26.8%

旧高原小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
富田	84	277	152	513	29.6%
豊田	57	237	156	450	34.7%
上豊田	114	319	155	588	26.4%
実勢	200	468	182	850	21.4%
計	455	1301	645	2,401	26.9%

下山小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
下山	117	390	248	755	32.8%
グリーンハイツ	186	743	243	1,172	20.7%
計	303	1133	491	1,927	25.5%

桧山小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
中台	66	234	124	424	29.2%
橋爪	64	231	157	452	34.7%
和田	51	144	93	288	32.3%
井脇	33	108	76	217	35.0%
大朴	47	177	91	315	28.9%
井尻	60	191	91	342	26.6%
八田	23	76	55	154	35.7%
小野	4	19	11	34	32.4%
計	348	1180	698	2,226	31.4%

明俊小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
坂井	6	28	16	50	32.0%
水原	53	139	95	287	33.1%
上大久保	54	150	95	299	31.8%
下大久保	27	116	69	212	32.5%
鎌谷下	2	29	38	69	55.1%
鎌谷中	22	72	51	145	35.2%
鎌谷奥	16	52	51	119	42.9%
東又	21	61	44	126	34.9%
計	201	647	459	1,307	35.1%

三ノ宮小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
保井谷	18	49	36	103	35.0%
粟野	18	89	51	158	32.3%
妙楽寺	26	76	48	150	32.0%
水呑	17	79	49	145	33.8%
三ノ宮	40	66	39	145	26.9%
質志	7	38	37	82	45.1%
戸津川	5	11	13	29	44.8%
猪鼻	23	73	53	149	35.6%
計	154	481	326	961	33.9%

質美小学校区域	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
行仏	14	40	28	82	34.1%
中村	10	41	27	78	34.6%
庄ノ路	7	24	17	48	35.4%
和田	10	36	19	65	29.2%
上野	10	24	15	49	30.6%
下村	34	83	72	189	38.1%
北久保	13	26	25	64	39.1%
計	98	274	203	575	35.3%

第1ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
西河内	13	55	42	110	38.2%
下栗野	11	39	32	82	39.0%
細谷	7	12	24	43	55.8%
上栗野	1	9	21	31	67.7%
仏主	1	18	14	33	42.4%
計	33	133	133	299	44.5%

第2ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
篠原	18	70	50	138	36.2%
大迫	9	40	42	91	46.2%
長瀬	17	51	49	117	41.9%
塩谷	7	22	19	48	39.6%
上乙見	3	17	31	51	60.8%
下乙見	2	6	17	25	68.0%
計	56	206	208	470	44.3%

第3ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
中山	10	37	52	99	52.5%
升谷	51	133	118	302	39.1%
市場	27	97	81	205	39.5%
大倉	53	112	83	248	33.5%
計	141	379	334	854	39.1%

第4ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
本庄	138	351	215	704	30.5%
坂原	30	95	88	213	41.3%
小畑	37	107	81	225	36.0%
計	205	553	384	1,142	33.6%

第5ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
中	7	39	44	90	48.9%
角	10	30	39	79	49.4%
広瀬	13	48	49	110	44.5%
安栖里	39	139	91	269	33.8%
計	69	256	223	548	40.7%

第6ブロック	0～19才	20～64才	65才以上	計	高齢化率
才原	11	45	46	102	45.1%
大簾	5	21	25	51	49.0%
広野	21	57	61	139	43.9%
出野	20	50	27	97	27.8%
稲次	10	33	17	60	28.3%
計	67	206	176	449	39.2%

(3) 既存地域振興組織の概要

各組織の総会資料などによる

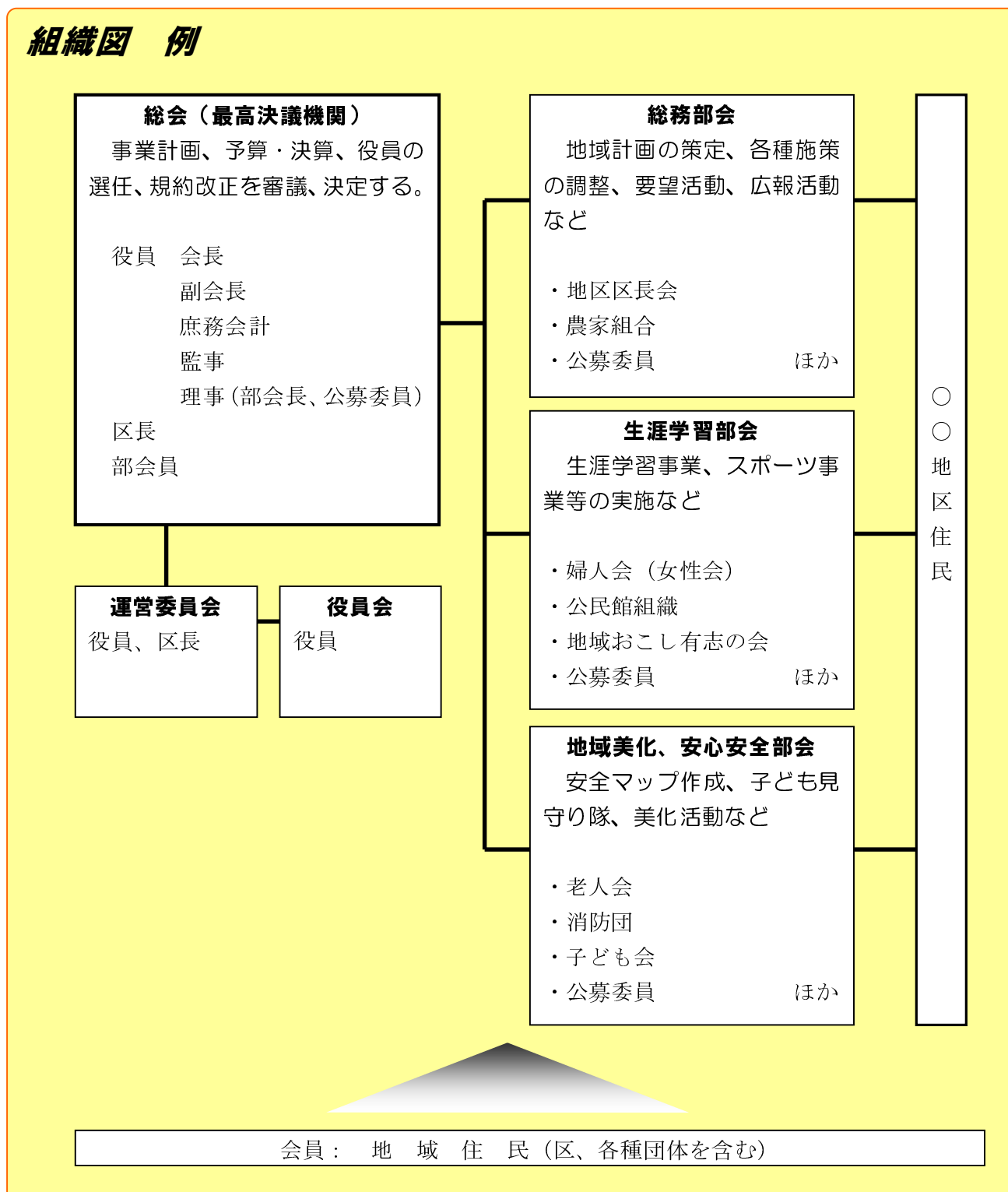
	桧山地域振興会	梅田地域振興会	三ノ宮地域振興会	質美地域振興協議会	京丹波町北部振興会
設立年月日	昭和56年	昭和61年	昭和51年	昭和63年	平成17年
趣旨	桧山地域の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的とする	梅田地域の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的とする	三ノ宮地域振興並びに住民の福祉に寄与することを目的とする	瑞穂町質美地域の活性化を図り、地域の発展に寄与することを目的とする	振興会は、会員の主体的な参加と相互の連携により、地域の活性化と親睦を図り、住みよい地域づくりを目的とする
区域	旧桧山村（小学校）	旧梅田村（小学校）	旧三ノ宮村（小学校）	旧質美村（小学校）	旧第3小学校
組織構成	○各区長 ○地域在住の町議会議員 ○財産区管理会委員 ○公民館長 以上を会員として組織を構成	○各区長 ○地域在住の町議会議員 ○財産区管理会委員 ○公民館長 以上を会員として組織を構成	○各区長 ○地域在住の町議会議員 ○財産区管理会委員 ○鐘乳洞保勝会代表者 ○三ノ宮福寿会代表者〔老人会〕 ○三ノ宮公民館代表者 ○三ノ宮消防団代表者 ○三ノ宮女性会代表者 ○三ノ宮PTA代表者 ○地域農場づくり協議会代表者 以上を会員として組織を構成	会員は、質美地域のすべての住民 ・各区長 ・地域在住の町議会議員者 ・財産区管理会会長及び同職務代理 ・質美公民館長及び主事 ・会員の中から会長が委嘱した者 以上を協議会の構成員として組織を運営	会員は、北部5集落に居住するすべての住民 ・各区長 ・各区から選出された住民(男女1人) ・参与(前区長) 以上が振興会の構成員として組織を運営 ※部会を設けている 企画総務部 地域振興部 生涯学習・社会教育部
役員	○会長1名 ○副会長1名 ○理事若干名 ○監事2名 (任期は2年。会員の互選により選出)	○会長1名 ○副会長2名 ○庶務会計1名 ○理事2名 (任期は2年。会員の互選により選出)	○会長1名 ○副会長1名 ○庶務会計1名 ○幹事若干名 ○監事2名 (任期は1年。会員の互選により選出)	○会長1名 ○副会長1名 ○マネージャー1名 ○理事5名 ○監事2名 (任期は3年。会員の互選により選出)	○会長1名 ○副会長1名 ○各部長1名 ○各副部長若干名 ○監事2名 (任期は1年。会長、副会長、正副部長は役員互選により決定し総会で承認を得る。監事は役員会の承認を得て会長が任命)
主な事業	○住民要望の集約、各関係機関への請願・陳情 ○各区の要望課題などについての現地踏査 ○視察研修会など	○住民要望の集約、各関係機関への請願・陳情 ○視察研修 ○学校見守り活動(ボランティア)に対する協力・支援 ○町内めぐり視察など	○住民要望の集約、各関係機関への請願・陳情 ○質鐘乳洞や城山公園(三ノ宮城跡)を軸とした地域全体の振興策の展開 ○収穫感謝祭などのコミュニティ事業	○住民要望の集約、各関係機関への請願・陳情 ○環境対策、農業活性化対策の推進 ○質美八幡宮曳山行事の保存 ○食育運動、あいさつ運動の推進など ○コミュニティ事業	○住民要望の集約、各関係機関への請願・陳情 ○食文化や伝統文化の継承・伝承(野菜作り研修会など) ○運動会や親睦・交流会などのコミュニティ事業(草引きイベントなど)
その他(事務局など)	【事務局】 財産区事務取扱者が兼務	【事務局】 財産区事務取扱者が兼務	【事務局】 庶務会計が担当 【会費等】 1区あたり20,000円(予算16万円)	【事務局】 財産区事務取扱者が兼務(活動企画立案担当はマネージャーが担当) 【会費等】 1戸あたり月500円(予算額120万円)	【事務局】 企画総務部長が担当 【会費等】 1区あたり60,000円(予算30万円) 1戸あたり月200円(予算24万円)

4 組織化に向けて

(1) フロー図



(2) 組織の例(組織図、規約)



〇〇地域振興会規約（例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、●●地域（以下「地域」という。）の住民が、自主・自立の精神のもと、平等な権利をもって自らが主役となり、地域の総合力を高める活動に参加し、自主的な活動をとおして、いきいきとした暮らしができる地域づくりを推進することを目的とする。

（協議会の名称及び事務所）

第2条 本会は、●●地域振興会（以下「振興会」という。）と称し、振興会の事務所は、●●●●●●●●内に置く。

（構成）

第3条 振興会は、●●地域に居住する住民を会員として構成し、区域内の集落及び各種活動団体と連携し、これらを統括する。

（会員の役割）

第4条 会員は、振興会が行うコミュニティの増進、地域づくり活動への参画をとおして、●●地域を魅力ある地域とするために貢献する。

2 会員は、振興会の活動に係る経費の一部を区費として納入した分から総会で決定された金額を負担する。

or 会員は、振興会の活動に係る経費の一部負担として、総会で決定された金額を会費として負担する。

（活動）

第5条 振興会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行うものとし、事柄によっては関係するその他の部会等と連携した取組みを行うものとする。

- （1）地域の将来計画の策定、主要課題に関すること。
- （2）安心して暮らせる地域づくりに関すること。
- （3）いきいきと暮らせる地域づくりに関すること。
- （4）健康で元気に暮らせる環境づくりに関すること。
- （5）その他、協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 役員等

（役員）

第6条 振興会に下記の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）庶務会計 1名
- （4）監事 2名
- （5）理事 若干名（各部会選出、公募委員ほか）

- 2 振興会の会長、副会長は、総会において選出する。
- 3 庶務会計は、会長が会員の中から指名する。
- 4 監事は、総会において選出する。
- 5 理事は、部会長及び会長が指名する者をもってあてる。

（役員職務）

第7条 会長は、振興会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 庶務会計は、振興会の庶務及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 4 監事は、振興会の会計監査事務を行う。
- 5 理事は、振興会の運営及び活動を円滑に行うように努める。

（役員任期）

第8条 役員任期は、●年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補選するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第9条 振興会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ各種会議に出席し意見を述べるすることができる。

第3章 会議

（会議）

第10条 振興会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

（総会）

第11条 総会は、役員、区長、部会員をもって構成する。

- 2 総会は、振興会の決議機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
- 3 総会は、事業計画、予算及び決算、規約の改廃、役員改選、その他重要事項を審議し、決定する。
- 4 会長が必要と認めた場合、または総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催するものとする。
- 5 総会は、総会構成員の2分の1以上が出席した場合に成立する。
- 6 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。
- 7 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（運営委員会）

第12条 運営委員会は、第7条に規定する役員（監事を除く）及び区長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 運営委員会は、事業計画、予算及び決算、重要事項等を審議する。
- 4 運営委員会の議長は会長がこれにあたる。

(役員会)

第13条 役員会は、第7条に規定する役員(監事を除く)をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員会は、振興会の運営に関すること、運営委員会に付議する事項等を調整する。
- 4 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(部会)

第14条 部会は、総務部会、生涯学習(公民館事業)部会、地域美化、安心安全部会の三つの部会を設置する。

- 2 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 3 部会に次の部会員を置く。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - (3) 庶務担当 1名
 - (4) 部会員 若干名
- 4 部会員は、会員の中から選出する。
- 5 部会長、副部会長及び庶務担当は、部会員の中から選出する。
- 6 部会員の任期は、●年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会員に欠員が生じたときは、補選するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 8 部会は、振興会の事業計画に基づき、活動を推進していくこととし、各部会の運営については、別に定める。

第4章 会計

(経費)

第15条 振興会の会計は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもってあてる。

(会計)

第16条 振興会の会計年度は、毎年●月●日に始まり翌年●月●●日に終わる。

附 則

- 1 この規約は平成●●年●●月●●日から施行する。

【京丹波町住民自治組織イメージ図】

